

写 福総庶発第二千三百八十八号

昭和六十二年十一月十八日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

昭和六十一度事務報告書の正誤について
このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、
よろしくお取り計らいくださる
ようお願いいたします。

別 表

昭和61年度事務報告書正誤表

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
547～548	一般会計歳出節別決算額調の表 1 報酬の項 8土木費の欄中	5,672,545	157,500
"	同表 同項 合計の欄中	173,087,745	167,572,700
"	同表 同項 構成比率の欄中	1.34	1.29
"	同表 2 給料の項 8土木費の欄中	115,331,325	115,676,802
"	同表 同項 合計の欄中	1,153,041,906	1,153,387,383
"	同表 同項 構成比率の欄中	8.90	8.91
"	同表 3 職員手当等の項 8土木費の 欄中	95,859,554	100,299,262
"	同表 同項 合計の欄中	1,044,704,290	1,049,143,998
"	同表 同項 構成比率の欄中	8.07	8.10
"	同表 4 共済費の項 8土木費の欄中	14,529,557	15,259,417
"	同表 同項 合計の欄中	244,041,840	244,771,700
"	同表 同項 構成比率の欄中	1.88	1.89

福議発第二百八号

昭和六十二年十二月 四 日

殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次

議案説明員の出席要求について

昭和六十二年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 十二月十日(木) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 2482 号

昭和 62 年 12 月 3 日

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

写

専決第八号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年九月八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金七万七千八百円

二 損害賠償の相手方 東京都町田市木曾一一八五番地二

根本 順子

三 事故の概要

昭和六十二年八月二十四日午後四時十五分頃、福生市大字福生七六七番地先一小通
りにおいて、後進しようとした市所有車と後方の路地から左折してきた相手車両が接
触し、双方の車両に損害が生じた。

第一、又その事項が損害賠償請求に
おけるべき損害賠償請求の範囲を
昭和六十二年八月二十日付の損害賠償請求
三、損害賠償請求

二、損害賠償請求の請求額
損害賠償請求の請求額

損害賠償請求の請求額

⑤ 専決第九号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年十一月九日

福生市長 田 村 匡 雄印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金二万円

二 損害賠償の相手方 東京都立川市柴崎町四丁目七番十八号

新 井 映 亨

三 事故の概要

昭和六十二年六月二十二日午後一時五十分頃、福生市南田園二丁目三番地二十五新井コインランドリー店前路上において、対向車と擦れ違おうとした市所有車が、同店舗ひさしに接触し、損傷を与えた。

写

專決処分書

定について別紙のとおり専決処分する。

昭和六十二年十一月九日

福生市長 田村 匡雄(印)

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金三万八千円

二 損害賠償の相手方 東京都青梅市新町二二〇九番地の二

市 川 由美子

三 事故の概要

昭和六十二年七月二十九日午後四時三十分頃、福生市志茂二二〇番地先交差点において、市所有車と相手車両が接触し、双方の車両に損害が生じた。

写

福監発第 2025 号

昭和62年10月5日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

村 尾 栄 次

福生市監査委員 山下 久 吉 印

同 上 野 重 勝 印

昭和62年8月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 9 月 3 0 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和62年8月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項